

行方市国際交流協会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、行方市国際交流協会(以下「協会」という。)と称する。

第2条 協会の事務局を行方市役所(国際交流担当課)に置く。

(目的及び事業)

第3条 協会は、国際交流及び多文化共生の活性化を図り相互理解を深め、友好親善を図るとともに地域社会に貢献できる人材育成を目的とする。

第4条 協会は、上記の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国際的視野を深め、地域社会に貢献できる人材の育成に関すること。
- (2) 国際交流の推進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

(組織及び会員)

第5条 協会は、協会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

2 会員となる者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

3 会員は、次のいずれかに該当するとき退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 団体会員又は法人が解散消滅したとき。
- (4) 会費を2年会滞納したとき。

(役員)

第6条 協会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 役員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、後任者が選任されるまで引き続き在任する。

6 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(顧問)

第7条 協会に顧問を置くことができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、議長は、会長があたる。

- 2 総会は会員をもって構成する。
- 3 定例総会は毎年度1回開催し、臨時総会は会長が特に必要と認めた場合に開催する。
- 4 顧問及び賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。
- 5 総会は、会員の過半数の出席又は書面をもって成立する。ただし、委任状による出席を含むものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項を審議する。
 - (1)規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2)事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3)予算及び決算に関すること。
 - (4)役員を選任に関すること。
 - (5)その他協会の目的達成に必要な事項に関すること。

(役員会)

第9条 役員会は、会長が招集し、議長は、会長があたる。

- 2 役員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1)会長
 - (2)副会長
 - (3)理事
 - (4)監事
 - (5)その他会長が必要と認める者
- 3 役員会は、前項に定める構成員の過半数の出席により成立する。
- 4 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1)総会に付議する事項
 - (2)その他協会の運営に関する事項

(経費)

第10条 協会の経費は、会費、補助金、賛助金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第11条 会費の年額は、次のとおりとする。ただし、在日外国人(国籍不問)及び移住外国人からの会費は無料とする。

- (1) 個人 1,000円
- (2) 法人及び団体 10,000円
- (3) 賛助会費 一口 1,000円

- 2 会費を変更する場合は、総会において決定する。
- 3 既納の年会費及びその他拠出金等は、これを返還しない。

(年度)

第12条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(解散及び残余財産の処分)

第13条 協会の解散は、総会出席者の過半数の議決をもって解散する。

- 2 協会の解散に伴う残余財産は、総会において総会出席者の過半数の議決をもって、行方市又は協会と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和7年3月25日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和8年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の会費は、第11条の規定にかかわらず、無料とする。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和7年3月31日までとする。